

毎年10月は「土地月間」です

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適切な土地の利用や管理、取引を行うことなどが定められています。

国土交通省では、土地の制度に関する理解を深めるきっかけになるよう、10月を「土地月間」と定めています。

この機会に、豊かに生活できる住みよい社会を築いていくため、みなさんもぜひ一度土地の利用・管理について考えてみませんか？



土地の売買、開発には届出や協議が必要な場合があります

◆大規模な土地取引（売買）

区域	面積	内容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、 契約締結日から14日以内 に土地売買等届出書の提出が必要	市長公室企画課 67-1831
都市計画区域外	10,000㎡以上		

◆森林の土地の取得

区域	面積	内容	担当課
地域森林計画区域内	面積指定なし (※)	新たに土地の所有者となってから 90日以内 に提出が必要 (相続等を含む)	農林水産部林務課 67-2121

※大規模な土地取引（国土利用法）に基づく土地売買契約の届出を提出する場合には、森林の土地の所有者届は不要

◆農地にかかる規制

許可が必要な場合	内容	担当課
農地の売買・貸借	農地法に基づき農業委員会の許可が必要	農林水産部 農務水産課 67-1835
農地を農地以外の土地にする（農地転用）	農地法に基づき市の許可が必要	

◆開発行為にかかる規制

面積	内容	備考	担当課
1,000㎡以上	市条例または指導要綱に基づき市との協定が必要		環境水道部環境課 67-1833
3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要（都市計画区域内） 市条例に基づき景観に関する届出が必要（市内全域）		建設部都市住宅課 67-1814
5,000㎡超 （地域森林計画区域内）	森林法に基づき県の許可が必要	太陽光発電設備を設置する場合	農林水産部林務課 67-2121
10,000㎡以上	県規則に基づき県と協議が必要		市長公室企画課 67-1831
	都市計画法に基づき県の許可が必要		建設部都市住宅課 67-1814
10,000㎡超 （地域森林計画区域内）	森林法に基づき県の許可が必要		農林水産部林務課 67-2121

詳しくは郡上市または岐阜県のホームページをご覧ください。